

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

上 申 書

平成28年9月7日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴



同

古 川 史 高



同

伊 豆 隆 義



同

川 原 奈 緒 子



同

工 藤 杏 平



同

新 森 圭



同

古 郡 賢 大



頭書事件につき、原告は、今後予定している主張の概要について、以下のとおり、上申いたします。

第1 はじめに

原告は、被告東電及び被告国が、原告に対し、連帯して不法行為（被告東電については民法第709条又は原子力賠償責任法第3条第1項、被告国については国家賠償法第1条）に基づく損害賠償責任を負うことを主張するものであり、その法的構成については、変更しない。また、原告は、今後提出する準備書面において特段言及しない限り、基本的には従前の主張（訴状及び原告第1準備書面乃至第7準備書面における主張。以下同じ。）を維持する意向である。

今後は、従前の主張において、法的構成が不明確であった部分について明らかにするとともに、従前の主張及び立証が不十分であった点については補充する。また、原告が、原発事故当時地元自治体の首長であったという立場・観点を十分に踏まえて、損害論についての新たな主張も追加する予定である。

以下、①被告東電及び被告国の原発事故の未然防止に関する責任、②被告東電及び被告国の原子力災害対策に関する責任、③被告東電及び被告国の損害賠償義務に分類し、各項目について特に補充・追加する予定である主張の具体的内容を明らかにする。

第2 原告が今後予定する主張の具体的内容

1 被告東電及び被告国の原発事故の未然防止に関する責任

被告東電及び被告国の原発事故の未然防止に関する責任については、以下のとおり、従前の主張を補充して、被告らの主張に対する反論を行う予定である。

(1) 被告東電の平成28年4月13日付準備書面(2)に対する反論

被告東電の、本件事故に起因する原子力損害の賠償責任に関して民法709条が適用されないとの主張について、反論を補充する予定である。

(2) 被告東電の平成27年11月12日付準備書面(1)に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告東電の、①高度の注意義務がない、②予見可能性がない、③SBO対策に落ち度がないとの各主張について、反論を補充す

る予定である。

- (3) 被告国の平成27年11月12日付第2準備書面、平成27年11月12日付第3準備書面、及び平成28年1月28日付第4準備書面に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告国の、①国家賠償法上の違法性判断の基本的枠組み、②予見可能性及び被告国が講じてきた行政上の措置、③作為義務の前提としての予見可能性の各主張について、反論を補充する予定である。

- (4) 被告国の平成28年6月8日付第6準備書面に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告国の、経産大臣の電気事業法上の停止等権限についての主張について、反論を補充する予定である。

2 被告東電及び被告国の原子力災害対策に関する責任

被告東電及び被告国の原子力災害対策に関する責任については、以下のとおり、従前の主張を補充して、被告らの主張に対する反論を行う予定である。

- (1) 被告東電の平成27年11月12日付準備書面(1)に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告東電の、①高度の注意義務がない、②事故前の備え・事故後の対応に落ち度がないとの各主張について、反論を補充する予定である。

- (2) 被告国の平成28年6月8日付第5準備書面に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告国の、国賠法の違法性判断の基本的枠組みの主張について反論を補充するとともに、求釈明事項について回答する予定である。

3 被告東電及び被告国の損害賠償義務

被告東電及び被告国の損害賠償義務については、以下のとおり、従前の主張を補充して、被告ら主張に対する反論を行うとともに、原告が、原発事故当時、地元自治体の首長であったという立場・観点を十分に踏まえて、新たな主張も追加する予定である。

- (1) 被告東電の平成28年4月13日付準備書面(3)に対する反論

被告東電の、中間指針等が定める賠償基準の合理性の主張について、反論を補充する予定である。

(2) 被告東電の平成27年11月12日付準備書面(1)に対する反論

同準備書面のうち、特に、被告東電の、被ばくリスクの許容値関係の主張について、反論を補充する予定である。

(3) 原告の従前の損害論の補強と新たに付加する損害(町長としての職務執行に伴う損害等)の主張

原告の従前の損害論について補強するとともに、原告の双葉町町長としての職務執行に伴う損害等についての主張を追加する予定である。

なお、次回期日までに、前記1項の被告東電及び被告国の原発事故の未然防止に関する責任のうち、「(1)被告東電の平成28年4月13日付準備書面(2)に対する反論」、及び「(4)被告国の平成28年6月8日付第6準備書面に対する反論」については、準備書面にて主張する予定である。

以上